

## 平成22年度 二本松自治会 役員職務分担（第2版）

平成22年5月30日  
二本松自治会長 荒井清勝 初版(H20.5.25)  
副会長 羽鳥真弘 2版作成

### 1. 会長

- (1)定数:1名 (会則第18条)
- (2)職務:
  - (a)二本松自治会を代表して会務を総括する。(会則第21条)
  - (b)役員会議長となる。(会則第21条)
  - (c)調布市役所各部署からの回覧依頼・掲示依頼の受付 (回覧依頼業務契約)
  - (d)調布警察・調布消防署からの回覧依頼・掲示依頼受付
  - (e)各種相談受付
  - (f)総会案内・総会上程議案書作成・印刷
  - (g)調布市役所・赤十字・社会福祉協議会、等への各種申請・各種行事への参加
  - (h)部会の管理・監督
  - (i)各種行事企画の支援・各種行事の実施推進
- (3)保管物:会の印、銀行印、自治会倉庫鍵

### 2. 副会長

- (1)定数:数名 (会則第18条)  
平成22年度は、2名とする(平成22年5月23日時点)。
- (2)職務:
  - (a)会長を補佐し、会長不在時は、その職務を代行する。(会則第21条)
  - (b)副会長の担当分野を、次の通りとする。
    - ・土屋副会長＝防災・環境担当
    - ・羽鳥副会長＝IT担当(自治会ホームページの運用・維持を担当)ホームページアドレス <http://www.chofu-nihonmatsu.com/>
- (3)保管物:自治会倉庫の鍵

### 3. 企画・企画補佐

- (1)定数:企画2名 企画補佐数名 (会則第18条)
- (2)職務:
  - (a)事務局の総括を行う。(会則第21条)
  - (b)自治会事業活動の企画を行う。(会則第21条)
    - ・石塚企画＝防災・安全担当
    - ・根本企画＝行事担当
  - (c)自治会事業活動の推進を行う。
    - ・子供会活動への支援
    - ・ゴルフ会の主催
    - ・バス旅行の見積取得・実施提案・実施推進
- (3)保管物:特になし

### 4. 会計

- (1)定数:1名 会計補佐数名 (会則第18条)
- (2)職務:
  - (a)会費の徴収業務 (会則第26条)
    - ・会員名簿から「会費徴収依頼書」を作成する。
    - ・役員会で各ブロック長に「会費徴収依頼書」を配布する。
    - ・役員会席上で会費を徴収する。

- ・会費の管理をする。
- (b) 会計帳簿(会計簿・会費徴収台帳・備品台帳、他)の作成・保管 (会則第26条)
- (c) 会費の預託(現状は、みずほ銀行) (会則第27条)
  - ・会費の預金・引出し・記帳業務は、会計が行う。
- (d) 会計報告の実施(通常、定期総会(毎年5月中旬実施)で報告) (会則第28条)
  - ・決算報告書を作成し、会計監査を受けなければならない。(会計規則第5条)
- (e) 必要な支出業務を行う。
  - ・バーベキュー大会の食材・飲料購入の代金支払い・会計処理
  - ・敬老金支払い。
    - ・敬老金対象者の調査依頼書作成・役員会での配布
    - ・敬老金用祝儀袋準備(御祝いの表記)
    - ・敬老金の役員会席上での配布
    - ・受領書の回収・集計
  - ・懇親会費用の支払い・会計処理
- (f) 仮払い(現状は、会長への仮払い。作業低減のため1回10万円の仮払いとしている)とその精算。
- (g) 予算超過項目については、役員会に予算流用の提案をし承認を得る (会計規則第2条)
- (3) 保管物: 銀行通帳、会計帳簿(会計簿・会費徴収台帳・備品台帳、他)、自治会倉庫鍵

## 5. 書記

- (1) 定数: 1名 書記補佐数名 (会則第18条)
- (2) 職務:
  - (a) 総会及び役員会の記録作成を行う。(会則第21条)
  - (b) 事務書類の作成を行う。(会則第21条)
    - 作成された上記記録物は会長、及び副会長へ提出する。
- (3) 保管物: 特になし。

## 6. 広報

- (1) 定数: 2名 補佐数名 (会則第18条)
- (2) 職務:
  - (a) 回覧物のブロック長への配布
  - (b) 屋外掲示板へ広報印刷物の掲示 等
- (3) 保管物: 特になし。

## 7. 理事(ブロック長)戸建理事

- (1) 定数: 戸建理事(ブロック長): 9名 各集合住宅理事: 数名 (会則第18条)
- (2) 職務:
  - (a) 会員から会費を徴収し会計へ納入する。(会則第21条)
  - (b) 役員会に出席し、部会での意見・会員意見を伝え、各種会議の決定事項を会員に周知する。(会則第21条)
  - (c) 役員への各種協力、行事支援 等
- (3) 保管物: 自治会用回覧板

## 8. 会計監査

- (1) 定数: 2名 (会則第30条)
- (2) 職務:
  - (a) 会計および財産状況の監査を行う。(会則第30条)
  - (b) 総会において会計監査報告を行う。(会計規則第5条)
- (3) 保管物: 特になし